

戸籍の電子化をスタートします

積丹町では、長年遅れていた戸籍事務の効率化と、災害等から戸籍原本を守るため、昨年5月から大規模な戸籍を電子化する作業を実施しています。

電子化の対象となるのは、本籍が積丹町にある方（あった方）の戸籍・戸籍の附票・除籍・改製原戸籍です。

1. 戸籍の電子化開始予定日

平成26年3月1日（土）から開始し、3月3日（月）から電子化された戸籍の証明書を発行する予定です。

2. 戸籍電子化後の変更点

変更点	変更前	変更後
証明書の名称	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明書
	戸籍抄本	戸籍の個人事項証明書
証明書の書式	A4横長	A4縦長
本籍の表示 出生、婚姻などの記載事項	縦書き	横書き
	漢数字	算用数字
	文章体	箇条書き

※手数料に変更はありません。（交付手数料は450円です。）

3. 氏名の文字

戸籍の氏名に使われる文字は、原則、「常用漢字、人名用漢字等の漢和辞典」などに掲載されている文字で記載します。戸籍を電子化するにあたり、現在の戸籍で氏名が書きぐせなどで記載されている文字については、使用できる文字で記載します。これは、戸籍の表記上の文字を置き換えるだけで、氏名そのものが変更されるわけではありません。

該当される方には、お知らせを送付しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

（文字の事例）

現在	博	藏	藤	善	裕
	↓	↓	↓	↓	↓
電子化後	博	藏	藤	善	裕

4. 本籍・住所の表示の変更

本籍、住所の番地の後の「の」の記載がなくなります。住民票や印鑑登録証明書なども変更します。

（例）48番地の5 → 48番地5

【現在の戸籍謄本】



【電子化後の戸籍謄本】 戸籍の全部事項証明書

【問い合わせ先】 住民福祉課：TEL 44-2113